

30 陳情 第14号	建設アスベスト訴訟の全面救済とアスベスト被害者補償基金制度創設に向けて国に働きかける意見書の提出を求める陳情
付託委員会	福祉健康委員会
受理及び付託 年 月 日	平成30年9月11日受理、平成30年9月20日付託
陳情者	新宿区北新宿 執行委員長

## ( 要 旨 )

建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施と今後拡大すると予想されるアスベスト被害を根絶する対策とアスベスト被害者補償基金制度創設に向けて国に意見書を提出して下さい。

## ( 理 由 )

アスベスト（石綿）を大量に使用したことによるアスベスト被害は多くの労働者、国民に広がっています。現在でも、建物の改修、解体に伴いアスベストの飛散が起これ、労働者や住民に被害が広がっている現在進行形の公害となっています。

建設現場でアスベスト（石綿）を吸い込み肺がんや中皮腫などを発症した元労働者と遺族が、国と建材メーカーに損害賠償などを求めた訴訟では、全国六つの地裁（東京・福岡・大阪・京都・札幌・横浜）と東京高裁、大阪高裁（2018年8月31日）で国の責任を認める判決が出され、京都地裁、横浜地裁、東京高裁、大阪高裁ではメーカーの責任を認めています。アスベスト被害を防ぐ対策を怠った国の責任はあまりに明確であり、不動のものとなりました。

石綿による疾患のうち、呼吸機能が低下する石綿肺については1950年代、肺がんや中皮腫などは70年代に、石綿との因果関係があるとの医学的見解は確立され、国はその頃に石綿の危険性を認識していたのです。建設現場では、防じんマスクの着用や警告表示が必要だったにもかかわらず、防じんマスクを企業に義務付けず、そのためにアスベスト建材を切断した粉じんが舞う中でマスクを付けずに作業することが全国の建設現場で起こりました。日本で使用が禁止されたのは2006年でありあまりにも遅く、その間に被害者は増えました。規制権限を行使しなかった国の姿勢は重大です。

裁判では時間も費用もかかり、判決が下る前に志半ばでなくなる被害者も多数います。「命あるうちに解決を」「裁判によらずに賠償を」という被害者の願いは切実です。国と建材メーカーなどが拠出する資金で、裁判によらない簡易で迅速な救済をはかる「アスベスト被害者補償基金制度」の創設がどうしても必要です。この基金は現在の被害者を救うだけではありません。既存建築物にはまだアスベストが残っており解体・改築などで作業員や住民が暴露する可能性があります。国が率先して専門医の充実と医療技術の進歩をはかることも重要な課題です。国が補償基金制度創設を含む全面解決に向けた態度を示し、アスベスト対策に早急にとりくむことを要望します。